令和５年度「札幌方面留置施設視察委員会」意見に対する措置結果

令和５年度中に札幌方面留置施設視察委員会が、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置業務管理者（警察署長等）に対して述べた意見と、これを受けて令和６年度までに講じた措置の概要は次のとおりです。

「札幌方面留置施設視察委員会」意見に対する措置結果の概要

	意　　見	措　　置
１	看守勤務員の勤務環境を整備する措置を検討願いたい。	看守休憩室にエアコンを設置するとともに、ふすま紙を修繕し、改善措置を完了しました。
２	留置施設に備え付けた書籍等の取り違えや紛失を防止する措置を検討願いたい。	保管用ケースの規格統一及び貸出し状況確認表による管理により、改善措置を完了しました。
３	入浴時の怪我を防止する措置を検討願いたい。	浴室タイルの角部分にゴム製カバーを取り付けて、改善措置を完了しました。
４	護送経路の急な段差の改善措置を検討願いたい。	急な段差を階段に作り直し、改善措置を完了しました。

令和７年５月
北海道警察本部留置管理課